

気象警報・特別警報発表に伴う措置

1 「暴風(暴風雪)警報」、「特別警報(全種類)」が発表された場合

① 倉敷市を含む地域に発表された場合

(ア) **午前7時**の時点で警報が発表されている場合は自宅待機とし、午前9時30分までに警報が解除されたときには、安全に配慮して登校する。

(イ) 警報が解除されたときでも、自宅周辺の状況によってはそのまま待機する。

(ウ) **午前9時30分**の時点で警報が継続している場合は、休校とする。

(エ) 定期考査期間中は、午前7時の時点で警報が発表されている場合は休校とする。

なお、当日の考査は考査最終日の翌授業日に実施し、他日分は予定通りとする。

② 倉敷市が含まれない地域に発表された場合

(ア) 自宅のある地域に午前7時の時点で警報が発表されている場合は自宅待機とし、午前9時30分までに警報が解除されたときには、安全に配慮して登校する。

(イ) 警報が解除されたときでも、自宅周辺の状況によってはそのまま待機する。

(ウ) **午前9時30分**の時点で警報が継続している場合はそのまま待機する。

※ 暴風(暴風雪)警報・特別警報の発表がない場合でも、自宅周辺の状況が危険である、又は登下校の安全が確保できない旨の申告が保護者からあった場合は自宅待機を認め、公欠とする。

2 その他

休日・長期休業中等に1の警報が発表されている場合も登校禁止となるので、部活動等も活動中止である。活動の再開については、各部の顧問の指示に従うこと。